NORITZ

ノーリツグループ
行動基準

コンプライアンス（法令・企業倫理の遵守）のために、
私たち一人ひとりが意識し、行動すべきこと。

受領日	（西暦）　　年　　月　　日
会社名	
社員番号	
氏名	

はじめに

ノーリツグループは、「新しい幸せを、わかすこと。」を目指していますが、そのためには、ノーリツグループ内のすべての人が「正しい行動」をとることが求められます。

この「正しい行動」とは、ただ単に法令等のルールを守ってさえいればいい、というものではありません。社会から選ばれ続ける企業グループであるために「社会からどのようなことを期待・要請されているか」を意識して、その期待・要請に「どのように応えるか」を考えて行動することこそが、ノーリツグループとしての本当の意味での「正しい行動」につながります。

『ノーリツグループ行動基準』は、この「正しい行動」についての価値観を、ノーリツグループ内のすべての人が共有できるよう、具体的に「何をどのようにすればよいか」を記したものです。内容はそのほとんどが「あたりまえのこと」と感じるものかもしれませんが、そのすべてが「正しい行動」につながるものである、ということを常に意識しておいてください。

また、私たちの日常の活動においては、この行動基準に記載されていること以外にも、さまざまな局面で判断を迫られることがあり、中には行動に「迷う」こともあると思います。そのようなときは、次のポイントで自問自答してみてください。

あなたや周囲の人々の行動は、
1．法令や社内規程に違反していませんか？
2．社会の一般的常識から外れていませんか？
3．マスコミに報道されて大丈夫ですか？
4．家族に話して、恥ずかしくはありませんか？
5．自分自身で本当に正しいことだと思いますか？

私たちは決して一人ではありません。困ったときは、職場のメンバーや、専門部署等に相談してください。その際には是非『ノーリツグループ行動基準』をもとに「何が正しい行動なのか」を話し合ってください。私たち一人ひとりもまた、ノーリツグループの一員として社会と共に成長しなければなりません。そのためにも、この行動基準を積極的に活用するよう心がけてください。

ノーリツグループの企業理念体系

私たちは、『ノーリツグループ行動基準』の内容を理解し、
遵守することで、企業理念を実現します。

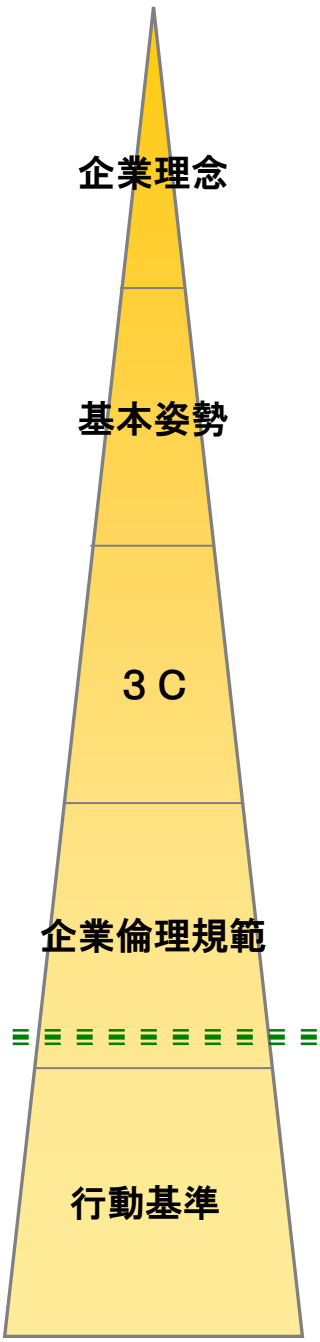

＜企業理念＞

お湯と健康
愛とやすらぎ
豊かな暮しをつくる
ノーリツ

＜ノーリツグループの基本姿勢＞

1．お客さまに安全かつ安心な商品を提供します
2．お客さまが感動する価値を提供します
3．公正で透明性のある企業活動に徹します
4．地球環境と人へ配慮します

＜ノーリツグループの３Ｃ＞

CHANGE　　私たちは変革し続けます
CHALLENGE　私たちは挑戦し続けます
CREATE　　私たちは創造し続けます

＜ノーリツグループ企業倫理規範＞

1．法令の遵守と社内徹底
2．道徳観・倫理観に基づく行動
3．公明正大な行動

＜ノーリツグループ行動基準＞

・ノーリツグループのすべての人が行動する際の「判断のよりどころ」
・ノーリツグループのすべてのステークホルダーに対して「約束すること」

目次

1. 人権

人権の尊重 ----------P. 04

2. 安全・安心

① 品質に関する基本姿勢 ----------P. 05
② 事故等への対応 ----------P. 06

3. 従業員との関係

① ハラスメントの禁止 ----------P. 07
② 交通安全 ----------P. 08
③ 情報セキュリティの徹底 ----------P. 09
④ 会社機密情報の保持 ----------P. 10
⑤ インサイダー情報の取扱い ----------P. 11
⑥ 知的財産権の尊重 ----------P. 12
⑦ 安全衛生 ----------P. 13
⑧ 私的な利益追求の禁止 ----------P. 14

4. お客さまとの関係

① 適正な表示 ----------P. 15
② 個人情報保護 ----------P. 16
③ 苦情等への対応 ----------P. 17

5. ビジネスパートナーとの関係

① 契約合意事項の遵守 ----------P. 18
② 公正かつ自由な競争の尊重 ----------P. 19
③ 公正な調達 ----------P. 20
④ 接待・贈答 ----------P. 21
⑤ 輸出入 ----------P. 22

6. 地球環境・社会との関係

① 事業活動を通じた地球環境保全 ----------P. 23
② 製品を通じた地球環境保全 ----------P. 24
③ 社会貢献活動 ----------P. 25
④ 企業情報の適切な開示 ----------P. 26
⑤ 贈収賄の禁止 ----------P. 27
⑥ 反社会的勢力への対応 ----------P. 28

7. ノーリツグループのコンプライアンスの取り組み

① コンプライアンス推進体制 ----------P. 29
② ノーリツホットライン ----------P. 30

1　人権

人権の尊重

私たちは、全ての事業活動の大前提として、社内外を問わず、あらゆる場面で人権を最大限尊重します。また、人種、国籍、性別など、いかなる理由による差別も人権侵害も行いません。

その他に、差別の理由にされる可能性のあるものはないでしょうか？

特に注意すべきこと

私たちは「すべての人の人権が最大限尊重されるべきものである」ことを自覚して行動しなければなりません。

人種、国籍、性別、宗教、信条、年齢、出身、身体的・精神的障がい、性的指向など、差別のきっかけになりうるものはさまざまです。差別的な言動により、他人に不快な思いをさせることのないように気をつけましょう。

職場内だけではなく、社外の関係者（ビジネスパートナー・お客さま・地域の人たち）に対しても、公平・平等に接し、決して差別してはいけません。

また、強制労働や児童労働など、人権を侵害する行為を通じて提供された商品等は購入してはいけません（どのような形であっても、人権侵害行為に加担しないようにしましょう）。

2　安全・安心

①　品質に関する基本姿勢

私たちは、全ての事業活動においてお客さま満足を最優先に考え、お客さまに安全･安心な商品、施工、アフターサービスを提供していきます。

ノーリツグループでは、品質向上のためにどのような仕組みがあるでしょうか？

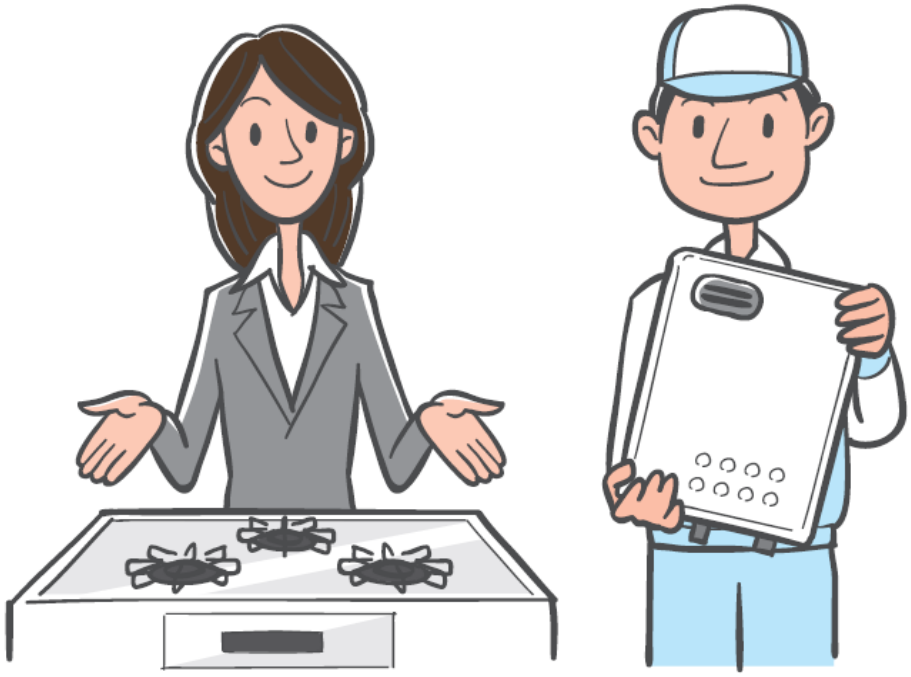

特に注意すべきこと

ノーリツグループにおける全ての事業活動は、どのような場面であっても、常に「安全・安心」が保たれていることをチェックする必要があります。

ノーリツグループは、安全･安心な社会を構築する社会的責任を十分に認識するとともに自主行動計画を策定し、実践します。さらに、品質に関するグループ各社の情報共有化と問題解決の連携を図り、ノーリツグループとして適切な品質保証活動および品質向上活動を進めていきます。

特に、安全性に関しては事業活動のあらゆる段階でリスクアセスメントを実施するとともに、法令、各種規制および自主基準を遵守します。

ノーリツグループでは、品質向上のために、設計･調達･生産･物流（ものづくりの品質）だけでなく、営業･施工･アフターサービス（販売･サービスの品質）もあわせ、お客さま満足を最優先した活動を進めていきます。

2　安全・安心

②　事故等への対応

私たちは、お客さまに被害を及ぼす可能性のある事故が発生した場合は、安全性確保に向け被害の拡大防止を最優先し、迅速かつ誠実に対応します。

実際に事故が起こった場合、どのような対応をしなければならないでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループは、お客さまの生命･身体･財産に被害を及ぼす可能性がある商品の事故等の情報を入手したときは、直ちにその事実確認を行い、安全性に欠陥がある場合は、迅速に、グループ内外の関係者およびお客さまに公表します。お客さまの被害の拡大防止を最優先に行動するとともに、原因究明、再発防止のために迅速かつ誠実に行動します。

ノーリツグループは、製品事故等の防止のため、製品の使用に伴うリスクを抽出し、安全設計、安全装置・警報の追加およびお客さまに分かりやすい取扱説明書、警報ラベル等で説明に努めます。また、ノーリツグループ各社の製品品質情報を収集するとともに共有し、問題解決の連携を図って社内外の関係者に対して伝達、開示します。

実効性のある対応ができるように、社内外の関係者に対し、事故情報の収集、伝達、開示および是正(製品回収等)の各種マニュアルを策定し、指導、徹底し、定期的に内部監査等によりモニタリングを実施します。

3　従業員との関係

①　ハラスメントの禁止

私たちは、従業員全員が互いに敬意を持って接することができるよう、ハラスメントのない職場の維持につとめます。

ハラスメントにより従業員や職場にどのような悪影響があるでしょうか？

特に注意すべきこと

セクシャル・ハラスメント（性的な言動により不快感を与えるもの）や、パワー・ハラスメント（仕事上の立場を利用した執拗な叱責やいじめ）などにより、

・被害者を精神的に追い込む（心身の健康を害する）
・職場の雰囲気を乱す（周囲の人がいやな思いをする）
・業務に支障をきたす（業績に影響する可能性）

などの悪影響を及ぼすことが考えられます。

ハラスメントが発生している状態を放置することは、最終的には会社の事業そのものに支障をきたすことになりかねません。ハラスメントをしない、受けないように注意するとともに、身の回りでハラスメントが疑われるようなことを見かけた場合には、「させない」ように働きかけることも、私たちの果たすべき大切な役割です。

3　従業員との関係

② 交通安全

私たちは、交通ルールを遵守し、安全運転を心がけます。

交通ルールに違反することにより、どのような悪影響が考えられるでしょうか？

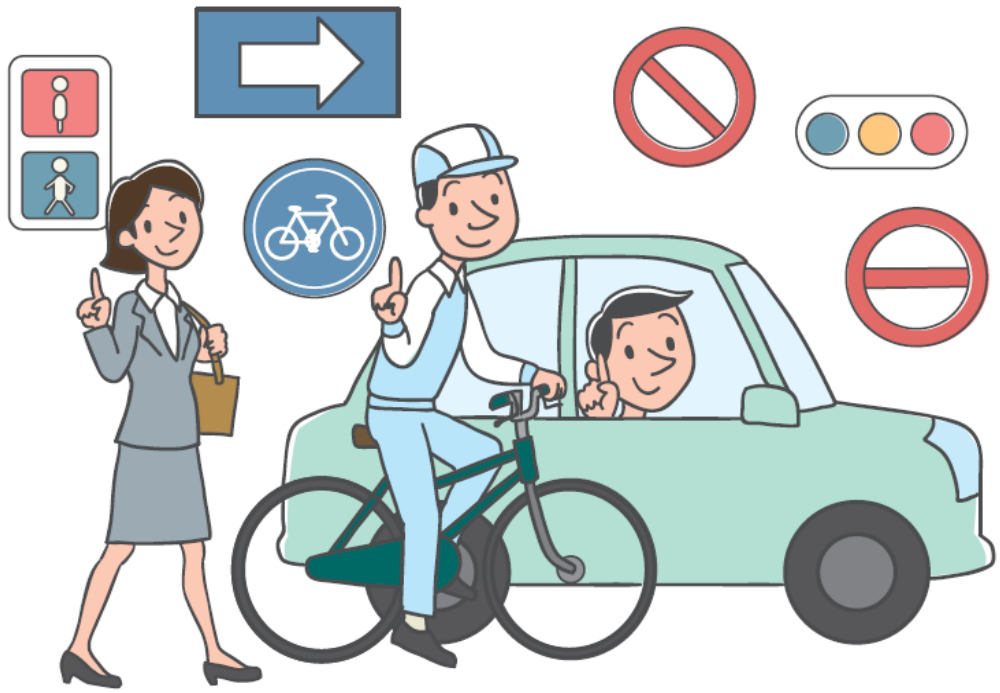

特に注意すべきこと

業務上であるか否かを問わず、交通ルールを守ることは最低限の義務です。

特に、社有車やマイカー通勤での運転時には、ノーリツグループとして交通ルールを守る義務を負っている、ということを十分に意識しなければいけません。

もちろん、飲酒運転はもってのほかですが、飲酒をしていなくても、交通ルールに違反した危険な運転をした場合、交通事故を誘発する可能性が高まります。

社有車やマイカー通勤で危険な運転をした場合は、たとえ事故を起こさなかったとしても、周りの人に危険な思いをさせたりして、会社のイメージダウンにつながります。

一個人としても、同時にノーリツグループの一員としても、交通ルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。

3　従業員との関係

③ 情報セキュリティの徹底

私たちは、事業活動で利用する情報の取扱いに十分注意を払い、漏えい等を起こさないよう、情報セキュリティを確保します。

情報セキュリティ確保のために、私たち一人ひとりが気をつけておくべきことは何でしょうか？

特に注意すべきこと

現代社会では、パソコンをはじめとする情報機器やシステムがないと、もはや事業活動が成り立ちません。しかし、便利になった反面、情報漏えい等のリスクも高まっています。したがって、情報機器の取り扱いとそのセキュリティ確保には十分な注意が必要です。

具体的に気をつけておくべきポイントは、例えば次のようなことが挙げられます。

・会社のパソコンには、会社から貸与された機器以外のもの（個人所有のUSBメモリ、SDカード等）は接続しない
・重要な情報機器や電子データには、パスワードを設定する
・暗号化していないパソコンは社外に持ち出さない
・社内の各システムについて、パスワードを適切に管理する
（自分のパスワードを他人に教えない・パスワードを書いた紙を貼らない等）
・パソコン等の情報機器の盗難防止を心がける
（鍵のかかるロッカーに保管する、ワイヤーで縛る、車の中に放置しない等）
・電子メール送信時には、to・cc・bcc　の区分を意識して使い分ける

重要な情報が漏えいしてしまうと、ノーリツグループとして大きなダメージを受けてしまうこともあります。大切な情報を守るために、私たち一人一人が、情報の取り扱いに十分気をつけなければいけません。

3　従業員との関係

④ 会社機密情報の保持

私たちは、会社の機密情報が貴重な財産であることを十分に認識し、機密保持に細心の注意を払います。

会社の機密情報を「うっかり漏らしてしまう」危険があるのは、どのような場面でしょう？

特に注意すべきこと

本人が自覚していなくても、会社の機密情報を「ついうっかり」漏らしてしまうことがあります。

・通勤電車の中で同僚と仕事の話をする
・飲食店やエレベーターの中で、会社での出来事を家族や友人に話す
・インターネット上で会社に関する話題を書き込む

いずれの場合も、情報が一旦外へ出てしまう（社外に知られてしまう）と、もはや取り消すことはできません。また、ノーリツグループにとって大きな損害が発生することにもつながりかねません。

プライベートな時間であっても、会社の重要な財産である情報を流出させないよう、注意が必要です。

3　従業員との関係

⑤ インサイダー情報の取扱い

私たちは、未公開の重要な情報に基づく株式の売買など、「インサイダー取引」を疑われるような行為は一切行いません。

ノーリツグループの未公開重要情報を知っている場合に、インサイダー取引を疑われる可能性がある行為とはどのようなものでしょう？

特に注意すべきこと

インサイダー取引とは、上場会社の関係者等がその会社の株価に重要な情報を与える重要事実を知って、その事実が公表される前に株式等の売買を行うことを言います。このような取引は、他の一般投資家との不公平が生じることになるため、法律で厳しく規制されています。

たとえば、ノーリツグループにおける未公開の重要情報を知っている従業員が、

・自らノーリツ株式を売買する
・家族や知人を通じてノーリツ株式を売買する

などを行った場合には、このインサイダー取引に該当し、法律上の罰則を受けることになります。

ノーリツグループでは、従業員がインサイダー取引をしないよう、ノーリツ株式の売買を行う際には、事前に所定の承認手続を義務付けています。もちろん、ノーリツ以外の上場株式についても、未公表の重要事実を知った上で売買をすると、インサイダー取引に該当してしまうので注意が必要です。

3　従業員との関係

⑥ 知的財産権の尊重

私たちは、他者の知的財産権を尊重し、不正な使用は行いません。また、自社の知的財産を有効に活用し、他者が不正に使用しないよう、適切に管理します。

知的財産権とはどのようなものでしょうか？また、他者の知的財産権について特に注意が必要なのはどのようなことでしょうか？

特に注意すべきこと

近年の事業活動においては、特許権や商標権、著作権等の「知的財産権」が非常に重要な役割を果たしています。自社が保有する知的財産権を有効に活用すること、また適切に管理して守ることは、ノーリツグループの正当な利益の確保につながります。

一方、他者の知的財産権を尊重し、正しく使用することも非常に重要です。特に、書籍や雑誌、新聞、ウェブサイトなどに掲載された文章や図表、映像や音楽には、著作権によってコピー等が禁じられているものがあり、これら著作物を安易にコピーすることは、著作権の侵害となり違法です。

情報社会の発達に伴い、著作物のコピー等が簡単にできるようになっている反面、著作権を侵害してしまうリスクも高まっています。安易なコピーをしないよう、注意が必要です。

3　従業員との関係

⑦　安全衛生

私たちは、全員が安心して働けるよう、安全で衛生的な職場環境の確保につとめます。

安全衛生のために、各職場でどのようなテーマについて考え、話し合う必要があるでしょうか？

特に注意すべきこと

従業員が健康な体で安全に働くことができないと、会社の事業も成り立ちません。安全で衛生的な職場を維持するために、各職場で、職場環境等について定期的なチェックと改善、話し合いを実施することが必要です。

話し合う際のテーマとしては、

・時間外労働・職場の空調管理状況など、労働環境に関するもの
・インフルエンザ予防・過度な飲酒に対する注意喚起など、従業員の健康に関するもの
・職場での事故防止策

などが考えられますが、ノーリツグループでの全ての事業活動と同じように、従業員の安全を最優先として話し合うことが重要です。

3　従業員との関係

⑧　私的な利益追求の禁止

私たちは、ノーリツグループの利益こそが私たち自身の利益であることを十分に認識し、個人の利益と引き換えに会社の利益を損なうようなことは行いません。

たとえばどのような行為が「ノーリツグループの利益に反して個人の利益を図る」ことになるでしょうか？

特に注意すべきこと

私たちは、ノーリツグループで働く従業員として、ノーリツグループの利益のために業務に取り組む必要があります。ノーリツグループとしての利益を第一に考えずに、次のように個人的な利益を追求する行為は許されません。

・会社の資産等を私的に利用すること
　（私用の電話・コピー・メール・インターネット閲覧等）
・就業時間中に職場で政治活動や宗教活動を行うこと
・「知り合いが勤務していたり経営している会社だから」という理由だけで、取引先として選んだり、特別扱いをしたりすること
　（他によりよい条件の取引先候補があったのに取引先として選ばれなかった場合、ノーリツグループの正当な利益を損ねることになります。）

ノーリツグループとしての利益が、結果として私たち自身の利益につながる、ということを十分に意識し、常に「ノーリツグループとしてのベストは何か」を考えて仕事をしましょう。

4　お客さまとの関係

① 適正な表示

私たちは、お客さまが必要な情報を分かりやすく得られるよう、商品・サービスの特徴などを正しく表示し、お客さまに伝えます。

たとえば、商品の性能を示す宣伝文句としてふさわしくない表現とはどのようなものでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループが提供する商品・サービスの素晴らしさをお客様さまに伝えることは非常に大事なことですが、その際には、お客さまの立場に立ち、具体的かつ分かりやすい説明をすることが必要です。

特に、商品・サービスの「良さ」を強調したいがために、

・おおげさな表現
・紛らわしい表現
・裏付けデータのない評価

など、お客さまに誤解を与えるような表現は避けなければいけません。

本当の意味での「お客さま満足」を得るためには、何よりも正しい情報を伝えることが重要です。

4　お客さまとの関係

② 個人情報保護

私たちは、個人情報の重要性を十分理解した上で、事業活動で取り扱う個人情報を適切に管理し、保護します。

日常業務で個人情報の取扱いについて特に注意すべきことは何でしょう？

特に注意すべきこと

ノーリツグループが取り扱う商品・サービスが多様化していくにつれて、日常業務の中で「個人情報」を取り扱う機会も多くなりますが、個人情報が「お客さまの大切な情報」であることを十分に意識した上で、所定の手続に従って取り扱う必要があります。

特に、業務が忙しくなったときに発生しやすくなる、

・書類の入ったカバンや社有携帯電話の、電車内等への置き忘れ
・コピー機等への書類置き忘れ
・メールやFAXの誤送信

などをしないよう、注意が必要です。

4　お客さまとの関係

③ 苦情等への対応

私たちは、お客さまからの苦情等のお申し出に対し、迅速、誠実かつ公平に対応します。

お客様からの苦情に対応する際に注意すべきことは何でしょう？

特に注意すべきこと

お客さまから苦情等を受けた場合、受ける側の対応の仕方によっては、お客さまからさらなる不満やお怒りを買ってしまうことがあります。

・不快感を与えないような丁寧な言葉遣い
・お客さまの立場に立った分かりやすい説明
・当社側の落ち度についての誠実なお詫び

などを心がけ、誠実な対応に努めましょう。

しかし、対応する中で万が一、お客さまから「不当な要求」をされた場合には、断固として拒否する必要があります。特定のお客様に特別扱いをするのではなく、公平・平等な対応をすることこそが、本当の意味での「お客さま満足」につながるからです。お客さまからの要望が不当であるかどうか判断に困った場合には、関連部門に相談する等したうえで対応しましょう。

5　ビジネスパートナーとの関係

①　契約合意事項の遵守

私たちは、公平・公正な取引のために、社内ルールに基づいて契約を締結し、合意事項を遵守します。

取引先と契約を交わすことを決めるのは、最終的に誰なのでしょう？

特に注意すべきこと

取引先等との間で、重要な事項であるにもかかわらず上司等の承認を得ずに約束してしまった場合、たとえ口約束であったとしても、相手から見れば、それは「会社として」約束していることになり、約束した内容を守らなければならなくなります。

そのため、ノーリツグループの各社が取引先等と契約を取り交わす場合は、その契約内容に応じて、各社で「決裁権限者」が定められています。各社の社内ルールに従い、決裁権限者が誰なのかを確認した上で、正しいルートで承認を得てください。

口頭であろうと文書であろうと、決裁権限者からの承認を得ずに、取引先等と新しい契約を交わしたり、契約内容の変更を約束したりしてはいけません。

自身の言動が会社に与える影響を十分に意識して、決して安請け合いはしないようにしてください。

5　ビジネスパートナーとの関係

② 公正かつ自由な競争の尊重

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、不当・不公正な取引は行いません。

公正な競争を保つため、どのような行為が禁止されているのでしょう？

特に注意すべきこと

ノーリツグループで行う事業活動では、そのほとんどに「競争相手」がいます。他社と競い合うことにより、よりよい商品・サービスを生み出し、お客さま満足を高めていくことができます。また、よりよいものを提供するためには、仕入先や販売先とも協力していく必要があります。

しかし、競争を楽にしたい、あるいは優位に立ちたいからといって、不当・不公正な取引を行ってはいけません。自由な競争を妨げる、という観点から禁止されている行為には、

・価格カルテル（競合他社と商品の販売価格の取り決めをする等）
・不当な取引制限（販売先に対して、販売地域や再販売先を制限する等）
・誹謗中傷（競合他社を不当に攻撃する等）

などがありますが、ノーリツグループの商品・サービスが本当に優れていることを示すためには、これらの行為を行わず、公正かつ自由な競争に取り組む必要があります。

5　ビジネスパートナーとの関係

③ 公正な調達

私たちは、材料・部品等の調達にあたっては合理的な基準によって公正に取引先を選定し、対等な立場で取引を行います。

公正な調達を行うために「してはいけないこと」にはどのようなものがあるでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループの事業活動は、取り扱う商品の材料・部品等を納入する多くの取引先の協力により成り立っています。私たちは、効率的な調達を実施するため、国内外を問わず広く門戸を開放した上で、品質・価格・安全・環境等を基本とした合理的な基準により、公正に取引先を選定します。

さらに、取引先とは対等かつ公平な立場で取引を行い、

・買い叩き（著しく安い代金を不当に定める）
・受領拒否（取引先に責任がないのに、発注した部品等を受け取らない）
・不当な返品（取引先に責任がないのに、受け取った部品等を返品する）

など、優越的な地位を濫用して取引先に対して不公平な取引を強いるような行為は行いません。

また、紛争地域で非人道的な行為を行う武装勢力の資金源となっている「紛争鉱物」を、商品の原料として使用しないよう努めるなど、調達活動においても、ノーリツグループとしての社会的責任を果たしていきます。

5　ビジネスパートナーとの関係

④　接待・贈答

私たちは、取引先等に対して、社会的な常識の範囲を超える接待や贈答を行ったり、求めたりすることは一切行いません。

取引先に対して接待を行う（受ける）場合、どのようなことに気をつけなければならないでしょうか？

特に注意すべきこと

通常の商慣習や社会的常識の範囲内であれば、贈答品のやり取りをしたり、接待をする（される）ことについては特に問題はありません。

しかし、社会的な常識の範囲を超えるような過剰な接待や贈答等が行われると、取引先等と不健全な関係に陥り、公平・公正な事業活動ができなくなる可能性があります。

もし、取引先等から、一般的な常識では考えられないような内容・頻度の接待を求められたり、誘われたりした場合は、上司等に相談した上で、お断りするようにしてください。

公平・公正な事業活動を行うためには、過剰な接待・贈答はしない、受けないことが大前提となります。

5　ビジネスパートナーとの関係

⑤　輸出入

私たちは、国際社会の平和・安全維持のため、適正な貿易取引を行います。

輸出入してはいけないのはどのようなものでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループがグローバルに事業を展開する中で、当然に各国との輸出入も行うことになりますが、その際には、それぞれについて定められている関連法令や規制、必要な手続等に従わなければなりません。

特に、国際社会の安全・秩序を維持するために、

・武器・兵器に利用されるおそれのあるもの
・各国の法令等で禁止されているもの

については輸出入できません。

ノーリツグループには国際企業としての社会的責任があり、この責任に反する貿易取引は行ってはいけません。

6　地球環境・社会との関係

①　事業活動を通じた地球環境保全

私たちは、持続可能な社会の実現を目指し、事業活動を通じて地球環境保全に積極的に取り組みます。

ノーリツグループの「事業活動を通じた地球環境保全」とは、どのようなものでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループでは、事業活動を通じて地球環境保全に貢献するため、次のような活動を実施しています。

・環境管理システムの運用と継続的改善
・環境マインド向上のための環境教育、環境社会貢献活動の実施
・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの推進
・廃棄物の削減、資源循環の推進
・地域への環境汚染の防止
・生物多様性保全に配慮
・情報発信とステークホルダーとの対話による積極的な環境コミュニケーションの実施

良き企業市民として社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献するために、あらゆる事業活動において地球環境保全に積極的に取り組みます。

6　地球環境・社会との関係

② 製品を通じた地球環境保全

私たちは、持続可能な社会の実現を目指し、製品を通じて地球環境保全に積極的に取り組みます。

ノーリツグループの「製品を通じた地球環境保全」とは、どのようなものでしょうか？

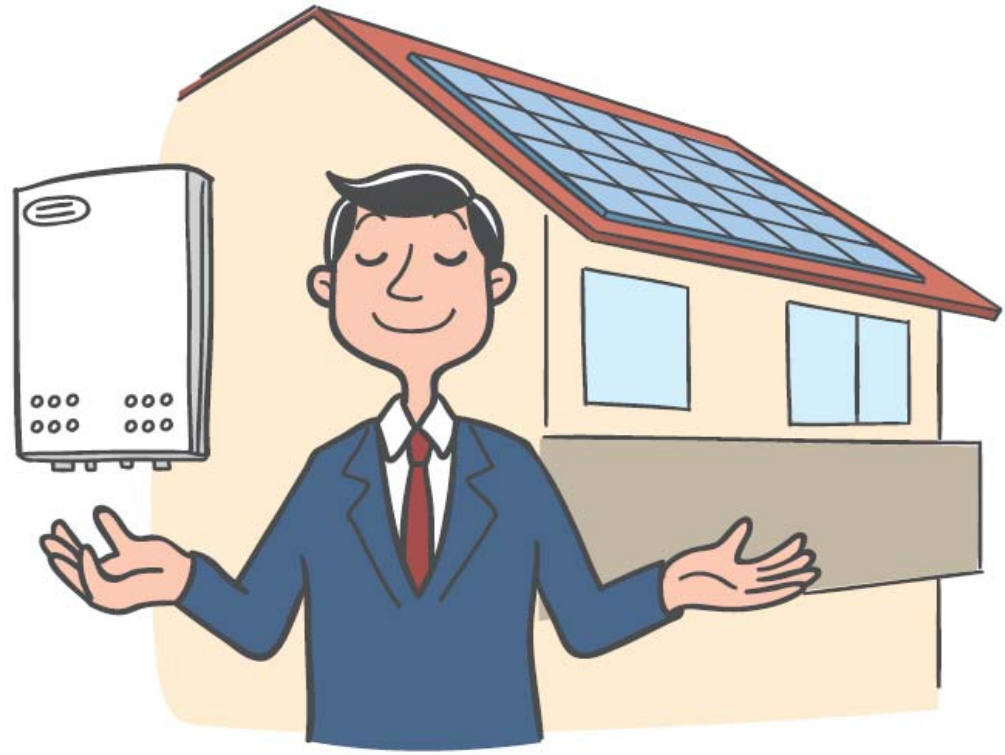

特に注意すべきこと

ノーリツグループは、持続可能な社会のための技術と製品を開発し、社会へ提供することにより、地球環境保全に貢献します。

地球環境保全に貢献する製品には、次のようなものがあります。

・省エネルギー製品
・再生可能エネルギー利用製品
・有害物質を削減・管理した製品
・省資源とリサイクルに配慮した製品
・生物多様性に配慮した製品

私たちは、これらの製品について、企画・開発・生産・販売・施工・アフターサービス等といった事業活動の全ての場面で積極的に取り扱うことにより、製品を通じた地球環境保全に取り組んでいきます。

6　地球環境・社会との関係

③ 社会貢献活動

私たちは、良き企業市民として、社会貢献活動に積極的に参加します。

通常の事業活動以外に、社会貢献のためにどのような活動ができるでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループが社会に必要とされる企業グループとして存続するためには、よりよい商品やサービスを提供する等といった事業活動による社会貢献も大事ですが、地域社会の一員として、さまざまな人達との信頼関係を深めていくこともまた、非常に重要です。

私たちが通常の事業活動以外で社会に貢献する方法としては、

・地域の清掃活動への参加
・ボランティアイベントへの協賛・参加

など、地域のルールや慣習等に応じて、さまざまなものがあります。

ノーリツグループの各社各事業所においても、また私たち一人ひとりの意識の中においても、地域社会のために何ができるかを考え、良き企業市民として地域社会との共生につとめましょう。

6　地球環境・社会との関係

④ 企業情報の適切な開示

私たちは、会社の経営状況などについて、適切な方法により、積極的に開示します。

新聞等でのノーリツグループの決算や新商品、リコールに関する記事は、どのようなプロセスで報道されるのでしょうか？

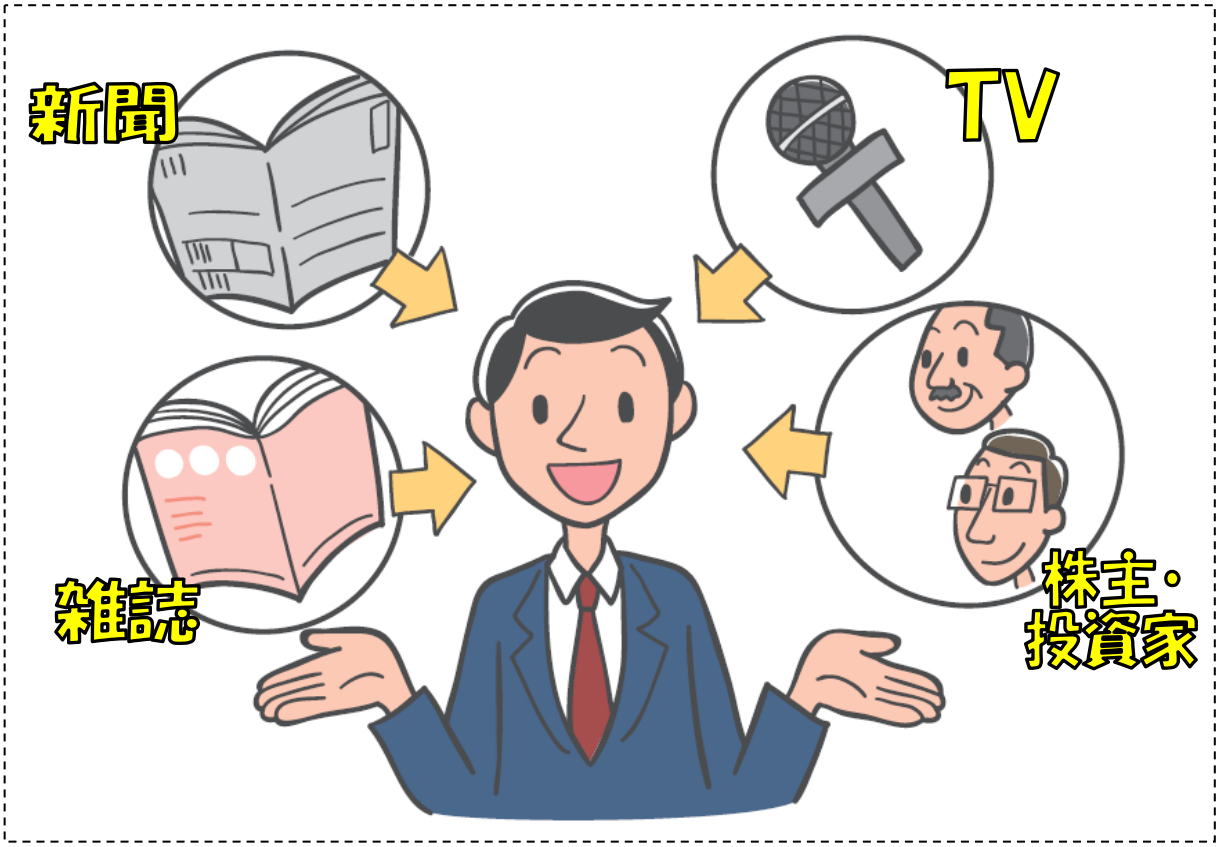

特に注意すべきこと

ノーリツグループの業績や経営状況などは、ビジネスパートナー、株主や投資家が常に関心を寄せています。

したがって、ノーリツグループとして何か社外に情報開示する場合は、すべて広報担当部門が窓口となり、各種ルールに従って適切に情報開示ができるよう、コントロールしています。

また、グループ各社、各部門でマスコミから直接問合せを受けた場合は、決して勝手な判断で受け答えせず、上司などを通じて、広報担当部門に相談してください。

ノーリツグループとして、ステークホルダーの期待に応えるため、適切かつ積極的に情報開示を実施していきます。

6　地球環境・社会との関係

⑤ 贈収賄の禁止

私たちは、政治・行政とは健全かつ正常な関係を保ち、贈賄などの行為は一切行いません。

公務員に対して接待を行ってもいいでしょうか？

特に注意すべきこと

ノーリツグループの事業活動は、政治・行政との関係は健全かつ適切なものでなければいけません。

特に公務員との関係については、公務員の倫理規程で接待を受けることを禁止されている場合も多く、ノーリツグループとしては、公務員への接待・贈答は禁止します。

また、政治資金パーティー券等の購入に際しては、所定の決裁手続に基づき、適正に行われなければいけません。

6　地球環境・社会との関係

⑥　反社会的勢力への対応

私たちは、暴力団などの反社会的勢力には断固とした態度で対決し、どのような内容であっても一切関係を持ちません。

実際に反社会的勢力からの接触があった場合、どのように対応すればよいでしょうか？

特に注意すべきこと

いわゆる暴力団など、社会の秩序に脅威を与える「反社会的勢力」から、たとえば高額な雑誌の購読やセミナーの勧誘など、何らかの取引・つきあいを求めて接触があることも考えられます。何よりも「話をしない・聞かない」ことが一番の対策ですが、万が一対応せざるを得なくなった場合には、

・相手の利益になるようなことはしない
　（反社会的勢力の「資金源」となってはいけません）
・不当な要求には絶対に応じない（脅しにも決して屈しないでください）
・関連部門や警察等と連携をとり対策する
　（所轄の警察へはいつでも連絡できるようにしておいてください）

これらのことを十分意識し、たとえどのような形であれ、決して反社会的勢力と関係を持つことのないようにしてください。

7　ノーリツグループのコンプライアンスへの取り組み

①　コンプライアンス推進体制

私たちは、ノーリツグループ内のコンプライアンスを実践するため、次のような推進体制を確立し、維持します。

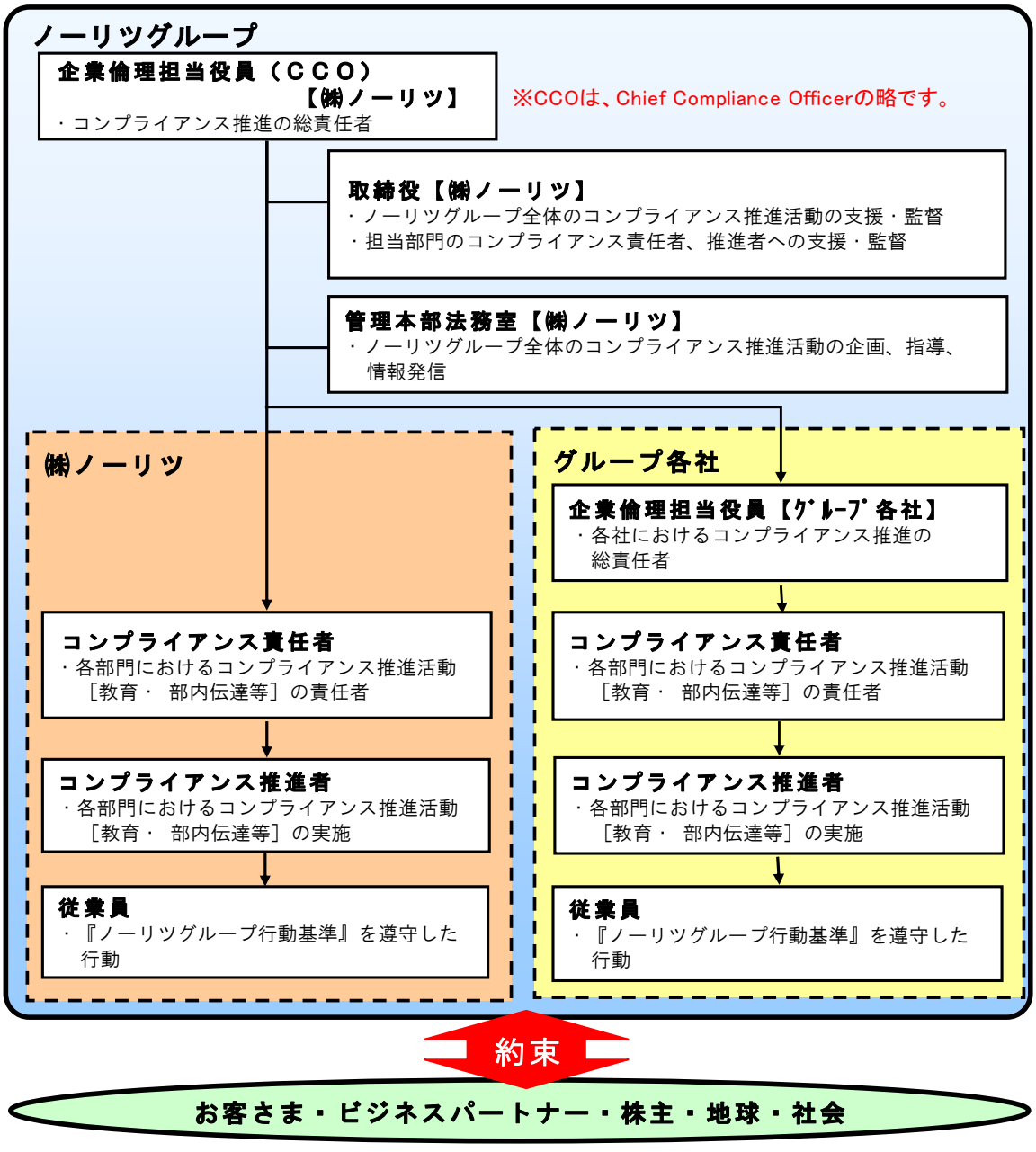

7　ノーリツグループのコンプライアンスへの取り組み

②　ノーリツホットライン

あなたがこの行動基準に反するようなことに気づいた時に、その問題が上司や関係部門への相談による解決が見込めない場合は、ノーリツホットラインに連絡してください。

ノーリツグループの役員および従業員は、法令違反行為や重大な社内規程違反などの情報を直属の上司や関連部署に通報する義務があります。しかしながら、その情報を報告しても直属の上司や関連部署から支援を得られない場合や、報告を避けたい理由がある場合は、直ちに『ノーリツホットライン』に連絡してください。

『ノーリツホットライン』は、下記の通り、社内窓口と社外窓口（社外の弁護士事務所）を設けています。事情に応じて、いずれかの窓口を活用してください。

なお、受付・調査等のいずれの段階においても、通報者の秘密は厳守します。また、通報行為によって本人が不利益（報復行為等）を受けないことを保証します。

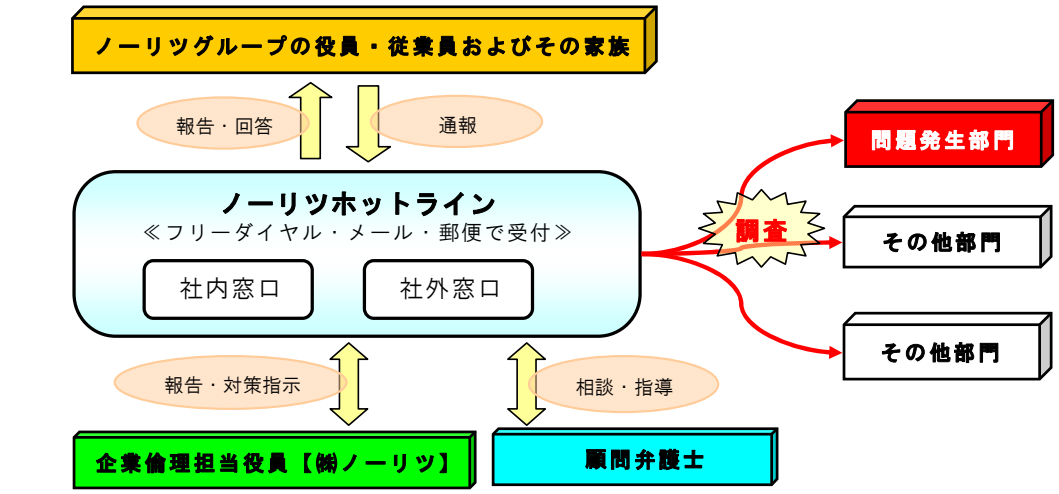

ノーリツホットライン連絡先

ノーリツグループ行動基準（NB-02000）

適用対象	：株式会社ノーリツおよび日本国内のノーリツグループ各社
準拠規格等	：国連グローバル・コンパクト ISO26000
改廃権限	：株式会社ノーリツ　取締役会決議 （軽易な改定は株式会社ノーリツ管理本部長決裁）
発行年月	：2014年4月　初版発行 （最新版は株式会社ノーリツのホームページに掲載）
発行責任部門	：株式会社ノーリツ　管理本部　法務室

NORITZ